

日 薬 業 発 第 4 号
令 和 3 年 4 月 5 日

都道府県薬剤師会 会長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 山 本 信 夫
(会 長 印 省 略)

一般用医薬品の濫用防止ポスターについて

平素より、本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、濫用等のおそれのある医薬品に関する店頭掲示用ポスターについては、令和2年3月3日付け日薬業発第447号にてお知らせしたところです。

本会では、医薬品販売制度における法令遵守徹底に向けた取り組みとして、濫用等のおそれのある医薬品の取り扱いについての具体的な対策の実施依頼、会員の従事する薬局・店舗が医薬品販売制度における法令を遵守していることを確認するための自己点検の実施、各都道府県薬剤師会における各都道府県薬務主管課と積極的な連携を図り、法令遵守に向けた個別具体的な改善策の実施状況の確認などを行っております。

また、改正薬機法では、薬局は、調剤のみならず一般用医薬品を含む全ての医薬品を安定的に提供する場所であることが規定され、薬剤師が医薬品の適正使用に必要な情報提供及び薬学的知見に基づく指導の業務を行う場所であることがあらためて規定されております。市販薬の濫用防止の観点から需要者に対する一般用医薬品等の適正販売・適正使用の徹底は、薬剤師の職能として、より一層、重要なものになっていると認識しています。

さらに、令和元年度厚労科研「一般用医薬品の適正使用の一層の推進に向けた依存性の実態把握と適切な販売のための研究」においては、市販薬の濫用防止のためには、ポスターなどによる薬局・店舗からの啓発が重要と提言されています。

これらのことを受け、今般、本会の一般用医薬品等委員会では、各薬局・店舗の来局者を対象に一般用医薬品の濫用防止ポスター「市販薬の濫用防止ポスター」を作成致しましたので、お知らせいたします。

貴会におかれましては、会員の従事する薬局への周知のほか、引き続きの市販薬の濫用防止に資する積極的な取り組みをお願いいたします。

別紙：市販薬の濫用防止ポスター

日本薬剤師会ホームページ>会員ログイン>OTC医薬品販売関連
>医薬品販売制度に係る資材(薬局掲示用ポスター・配布用チラシ)
>市販薬の濫用防止ポスター

<https://nichiyaku.info/member/iyaku/default.html>

その使い方は大丈夫?

多く飲んだら
効き目が
上がるはず

飲んでないと
落ち着かない

いつでも止められると思っ
てない?

スッキリ
したいから飲む

症状がないのに
念の為
飲んでおく

飲まないと
イライラするから
飲む

飲まないと
本調子でない

市販薬を**危険**な使い方をしてしまうと
薬物依存症になる恐れがあります。

薬の使い方について、**薬剤師**に相談してみませんか?



公益社団法人
日本薬剤師会
Japan Pharmaceutical Association